

杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について

答 申

平成 29 年 10 月

杉並区環境清掃審議会

1 これまでの経緯と基本的な考え方

杉並区では、平成12年度に清掃事業が東京都から特別区へ移管されることに伴い、平成12年2月に「杉並区一般廃棄物処理基本計画（以下「現行基本計画」という。）」を策定し、その後、平成15年から5年ごとに見直しを行ってきた。今回、先の改定から4年が経過し、国においては、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、リデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心安全の取組強化、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（資源化））国際協力の推進等が新たな政策の柱とされている。また、平成28年9月には「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則に則り、まずできる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底したうえで適正な処分を確保することを基本とすることとしている。

都においては平成28年3月、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が改定され、5つの計画目標「資源ロスの削減」「持続可能な調達の普及」「循環的利用の推進と最終処分量の削減」「適正かつ効率的な処理の推進」「災害廃棄物の処理体制」が掲げられた。その中で一般廃棄物の再生利用率は、32年度27%（25年度比4%増）とされ、また最終処分量は、平成25年度に対し3.5万トン程度の減少を見込んで32万トンとされた。

こうした中、区は現行基本計画に基づき、ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けた取組を実施し、平成28年度の一人1日当たりのごみ排出量が474gと6年連続で東京23区中最小となり、一定の成果を上げている。一方、資源化については、平成25年4月の粗大ごみからの金属類の再資源化、平成26年4月から不燃ごみの金属類の再資源化も開始している。また、平成25年10月からは希少金属や有用金属の再資源化のため、小型家電15品目の拠点回収も開始して取組の強化を図ってきている。

これら区取組や区民・事業者の清掃事業への協力により、区が収集するごみの量は着実に減少してきていることは評価すべきである。一方、資源回収率については、ごみの総量そのものが減少しているという要因もあるが、平成33年度までに33%に引き上げるという目標の達成は厳しい状況にあり、この点についてはその背景を更に分析するなど、目標達成に向けての取組の方途を検討すべき状況にある。

こうした中で、杉並区環境清掃審議会は平成29年3月に杉並区長から杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問を受けた。

本答申が計画の策定において、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を推進する上での有効な指針となるよう求める。

2 杉並区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について

現行基本計画の改定に当たっては、区の「杉並区総合計画」（10年プラン）ならびに「杉並区実行計画」（3年プログラム）との整合性を図り、併せて改定された国ならびに都の指針等にも配慮する必要がある。

区は、ごみ減量の取組として、これまでの生ごみ減量プロジェクトのほか、「食品ロスの削減」について計画にふれるべきものと考えているが、その他、国や都との連携が必須と思われる災害時等の非常事態において生じる廃棄物処理の方法について、区独自の計画策定を含めた内容を整理しておく必要があると考える。

また、平成29年10月の杉並清掃工場稼働を機に、区は清掃工場並びに隣接する環境活動推進センターとの連携を深め、工場周辺を区内の環境活動拠点として機能強化していく必要もあると考える。

なお、戸別収集の実施について、区民から要望が寄せられているところであるが、その実施に伴い増大する経費負担も検討しなければならず、今後も引き続き、実施自治体の状況なども調査しつつ、慎重に議論することが重要である。

以上を踏まえ、新たな基本計画の目標、方針について以下(1)のようにするのが適当と考え、以下(2)の事項を反映した内容を盛り込むことが必要である。

(1)杉並区一般廃棄物処理基本計画の目標及び方針について

基本目標は、「杉並区基本構想」「杉並区総合計画」の目標と同様に「みどり豊かな環境にやさしいまち」とするが、「一般廃棄物処理基本計画」での重点目標としては、「区民・事業者・NPO・区が一体となり、ごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」とする。

現在、杉並区が収集するごみ量は、人口が増える状況の中でも年々減り続けている。一人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度は474gであり、平成23年度541gと比較して着実に減少している。しかし、資源回収率については、平成28年度は28.1%であり、平成23年度26.8%とごみの総量そのものが減少しているという要因から平成33年度の目標達成に向けて厳しい状況にある。

当審議会では、「杉並区実行計画」の改定はあったものの「杉並区基本構想」及び「杉並区総合計画」との整合性を図りつつ、以下の5点を基本的な方針として審議を行った。

- ① 更なるごみの減量化を着実に進めること。
- ② 分別の徹底と資源化の促進を図ること。
- ③ 区民・事業者・NPO・区の協働による取組を推進すること。
- ④ ごみ・資源の排出マナーの向上を図るため、多様な情報媒体による意識啓発を図ること。
- ⑤ 公民協働による計画の継続的な進行管理を行うこと。

(2) 杉並区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき内容について

① 更なるごみの減量化について

平成27年度杉並区家庭ごみ排出状況調査によると、可燃ごみ全体のうち約4割が生ごみである。この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながると考える。生ごみの約8割は水分といわれており、捨てる前にひとしぼりすることで約10%の減量が図られることが実証されている。今後も引き続き、生ごみの水切りでの減量効果を区民に広くPRし、協力を求めていく必要がある。

また、杉並区の食品ロス(未利用食品)の状況は、年間約3,400トン(平成27年度家庭ごみ排出状況調査結果割合から推計)とされており、この「食品ロスの削減」を目指した取組についても区民・事業者・NPO・区による推進組織を立ち上げ、「もったいない」意識の醸成を図りつつ、フードドライブや3010(さんまるいちまる)運動などを杉並の地域特性にあった取り組みとして行うべきと考える。

さらに、ごみの減量化に向け、不燃ごみ・粗大ごみについて、区として、再資源化に取り組んでいるところであるが、その前段階であるリユース・リペア(修理)についても考慮していく必要がある。

② 分別の徹底と資源化の促進

資源がごみとして排出されないようにするために、さらなる分別の徹底と回収できる品目の増加について、検討を継続していくべきである。

区では現在、小型家電の回収事業を通じて、東京2020組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加し、東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルの材料とする取り組みに協力している。

小型家電の回収の徹底には「家電リサイクル法」のように生産者にリサイクルを義務付けることが重要であると考えているが、自治体も現行の制度の下でできる限りの取組・支援を行うことが必要であると考えている。

近年、清掃工場では、水銀含有物が原因で焼却炉が停止するトラブルが発生している。さらには、都が蛍光管等の水銀含有物について、最終処分場で埋立処理しないこととしている。

区では、すでに拠点回収を行っている水銀体温計・水銀血圧計等のほか、蛍光管等の水銀含有物についても、平成26年4月から不燃ごみの再資源化事業とともに適正処理を開始しており、引き続き取り組む必要がある。

③ 区民・事業者・NPO・区の協働

循環型社会の形成のためには、区民・事業者・NPO・区が適切な役割分担の下、商品の売買のあり方、生活様式の見直しも含め、それぞれの活動を行うべきであるが、これまで以上に区民・事業者・NPO・区が協力しあい、その結果、相乗効果も生まれてくるような連携を目指すべきである。

まさしく区民が取り組みやすい仕組みづくりにすることが重要で、そのためには事業者の社会貢献活動やNPO・環境団体の取組に参画しやすい風土をつくるため、行政が情報提供や各取組の橋渡しを担うことが重要である。

特に、集団回収については、区民が主体となった重要なリサイクル活動である。この間、町会・自治会に対しては、報奨金をキロあたり1円上乘せするなどの対応を行ってきているところであるが、引き続き、区民が取り組みやすい仕組みづくりを検討するなどして、集団回収団体の活動の裾野を広げていくべきである。

なお、集積所の管理や集団回収の実施に地域の協力が不可欠であるが、その担い手が高齢化している。こうした状況を改善するために、資源の持ち去り対策の強化をはじめ、区民・事業者・NPO・区が連携した議論を進めていくことが重要である。

④ 普及啓発・教育の充実

ごみの減量や資源化の推進、ごみ・資源の分別の徹底や排出マナーの向上等のためには、区民一人ひとりの意識の向上とそれに基づいた行動への参加が不可欠である。そのためには、区民に必要な情報が届けられ、

区民の間で情報共有が図られていくことが何よりも重要である。

現在、区は毎年、ごみ・資源の収集カレンダーの各戸配布や隔月で清掃情報紙などを発行している。

また、町会・自治会などで大人向けの研修会のほか、子どもたちの環境に対する関心を高めるため、清掃車「ごみばっくん号」を用いた出前の環境学習の実施や小学校の社会科副読本、中学生版の清掃情報紙の作成を通じた環境教育の充実に努めている。

地域の中でも独自に環境教育を長年実施している例もあり、これらの取組を評価すべきであるが、区も杉並清掃工場や環境活動推進センターと連携した学習の実施拡大、さらなる普及啓発・教育を充実・強化すべきである。

さらに、環境問題に特別の関心の高い層のみではなく、一般の区民に向けた普及啓発や教育の方法の開発・実践に力を入れるべきであり、ごみ・資源の分別をはじめ、生ごみの水きりの重要性やエコレシピの紹介など、外国人や若年層に向けた、取組も重要であると考ええる。

⑤ 計画の進行管理（PDCAの的確な実施）

一般廃棄物処理基本計画では達成すべき目標値を設定し、これに基づき施策を推進してきたところであるが、進行管理に改善の余地が残されている。例えば、区民・事業者が自発的な活動を促す役割をNPOが担う。また、区が中心となり、NPOとの連携により、目標達成状況の管理、事業効率の向上、事業の見える化を図るため、継続的にPDCAサイクルを着実に行うことが必要であると考ええる。

⑥ 災害廃棄物の適正処理に向けた課題整理

東日本大震災では、災害廃棄物と津波堆積物が混合状態となり、処理及びその後の資源化に支障をきたす事態となった。

杉並区という一自治体のみでは完結できない災害廃棄物の適正処理について、今年6月に策定された「東京都災害廃棄物処理計画」に基づいて区独自の計画づくりに着手するとともに、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合などと連携した仕組みづくりを構築しておくことも重要であると考ええる。